



移転価格に関するニュースレターシリーズ

エピソード3: 損金算入可能な支払利息上限に関する規制の改正: 企業が考慮すべきこと及び推奨アクション

当シリーズでは下記の内容を取り扱います。

1. Covid-19によるサプライチェーンの寸断 - 既存のグループサプライチェーンモデルが今後どのように変わる可能性があるか、そしてどのような潜在的なリスクが考えられるか
2. Covid-19以前のグループ内の価格設定が不適格になる可能性とその再検討
3. 損金算入可能な支払利息上限に関する規制の改正: 企業が考慮すべきこと及び推奨アクション
4. Covid-19の影響を受ける期間における赤字・収益変動などを事前に計画する
5. 移転価格の専門家から見た事業リストラクチャリング
6. サプライチェーンの中で低リスクとみされる企業はCovid-19への受容力が高い、というのは本当か?
7. Covid-19によるAPAの交渉および実施プロセスへの影響
8. 移転価格に関する税務調査の傾向: 納税者ための緩和か、又は、国家予算のための積極的な計画か?

はじめに

2017年2月24日に公布された政令第20/2017/ND-CP号(以下「政令第20号」という)における第8条第3項で定める法人所得税(CIT)課税所得の算定における損金算入可能な支払利息の上限についての規制は曖昧な部分が多く含まれることに加え、企業(特に高い資本構造を有する企業)のキャッシュフローや税金費用に大きな影響を与えるため、国内外の事業体または経済団体から多くのコメントや質問が寄せられてきました。

Covid-19パンデミックが終息した後に、政府は企業の生産・事業活動の維持・発展及び経済発展の強化を支援するための措置を検討し、政令第20号の第8条第3項を改正する政令第68/2020/ND-CP号(以下「政令第68号」という)を公布しました。それに伴い、弊社による当シリーズのエピソード3では、企業にパンデミック後のビジネス戦略に沿った包括的な視点と対策案をもたらせるように、政令第68号についての詳細な分析と多面的な視点をお届けさせていただきます。

注目すべき変更点

対象	損金算入となる支払利息に関する規制
純支払利息	当政令は、会計期間に発生した純支払利息（同期間の銀行預金及び貸付金からの受取利息の控除後）の損金算入の上限に適用されます。以前の政令20号の規定では、支払利息と銀行預金及び貸付金からの受取利息との相殺は認められていませんでした。
30%	これは事業活動による純利益及び支払利息（銀行預金及び貸付金からの受取利息の控除後）、減価償却費の合計額（EBITDA）に対する法人所得税の課税所得算定における損金算入可能な純支払利息上限額になります。
5年間 ¹	これは損金不算入の支払利息（銀行預金及び貸付金からの受取利息の控除後）を連続して繰越す期間になります。
Form 01	これは政令第20号下のForm 01の代替となります。
有効	当政令は2020年6月24日から有効となり、2019年度の課税期間から適用されますが、当政令はクレジット、保険機関、政府優遇融資には適用されません。

2017年～2018年の期間について

2021年1月1日	納税者は、2021年1月1日までに、当該損金算入可能な支払利息と法人所得税の再算定を行い、調整後の法人税申告書を管轄税務当局に提出する必要があります。再算定後の2017～2018年度の損金不算入の支払利息は、翌期に繰り越すことは認められません。
5年間 ²	政令第68号に基づいて再算定後の過払いされた法人所得税（当該遅延利息がある場合はそれを含む）は2020年から最長5年間にわたり、法人所得税債務と相殺されるものとします。
税務調査が実施済の場合	所轄税務当局による税務調査が行われた場合、納税者は2020年から5年以内の法人所得税債務と相殺するために、各地方税務当局に対し法人所得税の納税額とそれに対応する遅延利息を算定するように要請します。この対応は納税者ではなく、税務当局側で行われるものとします。なお、当該対応により、税務調査が再実施等されることはありません。

効果



一定の税負担を軽減し、Covid-19後の事業や生産の回復、維持、促進のためのリソースを集中する機会をもたらします。



支払利息上限額の算定において銀行預金及び貸付金からの受取利息を支払利息と相殺することが求められることで、支払利息上限を最適化し、パンデミック後のキャッシュフローの圧迫を緩和することができます。



グループの視点から、子会社間の損金算入支払利息を策定するための一貫した仕組みを構築することで、国際的な実務レベルに近づくことができます。

検討すべきポイント



銀行預金及び貸付金からの受取利息及び支払利息の決定方法



税務調査を受けた期間の取扱い



税率やインセンティブの異なる複数の事業セグメントを持つ納税者にとって損金算入可能な支払利息の算定方法

企業のすべきこと



2017 – 2018

- 内容を確認し、上限を超過する損金不算入支払利息及び、法人所得税額の過不足額を再算定する。
- 調整後の法人所得税を再申告する。
- 税務調査を受けた期間について、法人所得税債務を再決定するように管轄税務当局と協議する。

2019

- 内容を確認し、上限を超過する損金不算入支払利息及び、法人所得税額の過不足額を再算定する。
- 繰越される控除額の財務諸表への影響を検討する。
- 調整後の法人所得税を再申告する。

From 2020

- 事業計画や生産計画に基づいて2020年の納税義務について政令68号の影響を測定する。
- 法人所得税申告時に支払利息の損金算入可能額の算定方法を更新し、標準化する。

- パンデミック後の事業活動の回復・維持・促進のためのキャッシュフロー管理を目的として、財務・税務計画や短期的・長期的事業活動への当政令の影響を評価する。

- 利息の相殺と5年間の繰越制度を最適化するため、グループ内の金融取引又はグループ内の資本配置の構築・再編に関する適切な戦略について本社と協議する。
- 以下の複数レベルでグループの観点から税金コストを最適化するための戦略を検討する。
 - バリューチェーン/金融取引フローを再編
 - 資本とキャッシュフローの再編
 - 利息の相殺や繰越制度を最適化するために、社内の借入・貸出方針の再編

以上で、支払利息上限に関する政令68号の適用について弊社の分析と提言になります。皆様がお持ちの懸念事項についてお気軽にお問い合わせいただけますと幸いです。



Compliance review

- 政令第68号に基づく損金算入純支払利息の正確性のレビューまたは算定方法のサポート
- 2017年及び2018年、2019年の法人税コンプライアンス要件を満たすための相談対応及びサポート
- 関連する年度の財務諸表への影響の明確化



Assistance in working with Tax authority

- 政令68号下の損金算入純支払利息を算定する際、納税者の懸念事項を明確にするために、税務当局との協議のサポート
- 税務調査が既に行われた場合、2017年及び2018年、2019年の法人所得税債務の再算定を税務当局に要請する際の、税務当局との協議のサポート



Strategic advisory

- 損金算入純支払利息又は、翌期に繰越される損金不算入の純支払利息を最適化するため、金融取引モデルの再編や戦略のアドバイス
- 新たなスキームの導入に向けて、グループの視点から関係者間での貸付・借入活動に伴う内部統制方針の策定のアドバイス
- コンプライアンスを強化し、納税義務を最適化するためのグループ内取引の内部統制方針の策定のアドバイス

Next episode of our sharing series

次回は「Covid-19の影響を受ける期間における赤字・収益変動などを事前に計画する」をテーマにお送りいたします。

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
National TP Leader
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Nguyen Thi Khanh Ha
Director
+84 28 710 14470
hatkng@deloitte.com



Tat Hong Quan
Director
+84 28 710 14341
quantat@deloitte.com



Hoang Thi Le Phuong
Senior Manager
+84 28 710 14373
phuongthoang@deloitte.com



Mukherjee Supratik
Senior Manager
+84 28 710 14450
supmukherjee@deloitte.com



Ha Duc Thanh
Senior Manager
+84 24 710 50105
thanhha@deloitte.com



Le Na
Senior Manager
+84 24 710 50035
nale@deloitte.com



Nguyen Trung Ngan
Manager
+84 24 710 50098
ngantnguyen@deloitte.com



Tang Minh Tung
Manager
+84 28 710 14363
tungtang@deloitte.com



Tran Hong Anh
Manager
+84 24 710 50063
anhtran@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.